

理 由 書

本理由書は、川越都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 日高市旭ヶ丘松の台地区について、次の①～③の理由により市街化区域へ編入するものです。

①日高市内における企業立地需要の高まりにより、新たな産業基盤が必要とされている

②上位計画である「川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「日高市都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区に位置づけられている

③土地区画整理事業（組合施行）により計画的な市街地整備の実施が確実である

【日高市旭ヶ丘松の台地区の概要】

日高市の北東部に位置し、JR川越線武蔵高萩駅から北へ約0.7km、首都圏中央連絡自動車道圏央鶴ヶ島インターチェンジから南西へ約3.0km、狭山日高インターチェンジから北へ約5.0kmの位置にあり、交通の利便性に優れております。市街化区域へ編入する面積は、約36.0haです。

III. 関連する都市計画

川越都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（日高市決定）
- ③ 防火地域及び準防火地域（日高市決定）
- ④ 道路（日高市決定）
- ⑤ 下水道（日高市決定）
- ⑥ 土地区画整理事業（日高市決定）
- ⑦ 地区計画（日高市決定）